平成３０年（フ）第９９号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井335番地16
債務者　浅岡　京子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４２号
愛媛県新居浜市港町16番９号　西号、前住所愛媛県新居浜市新須賀町２丁目10番37号
債務者　下司　紋佳
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２９号
福岡県田川郡添田町大字庄986番地　庄団地41号
債務者　重松　敏枝
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第１８７号
熊本県合志市須屋1539番地４
債務者　松下　　恵（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２０１号
熊本市南区富合町国町３番地５　フェリシア弐番館205号
債務者　浦田　純子（旧姓小園）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２０７号
熊本県菊池郡大津町大字室257番地１　ロイヤルハイツ203号、前住所熊本県菊池郡大津町大字室1340番地　北出口団地52
債務者　浦上真奈美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２１７号
熊本市東区保田窪３丁目12番13号　202、前住所熊本市東区保田窪３丁目17番40号　602号
債務者　佐々木克也
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２３１号
熊本市東区桜木１丁目８番１号　コンフォート吉永206、前住所熊本県上益城郡益城町大字安永411番地13
債務者　大塚　理恵（旧姓杉道）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６８号
大分市大字森町532番地の１（美鈴ハイツ308）
債務者　川上むつ子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１５号
宮崎県西都市大字三納3701番地６
債務者　大石　哲也
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１９１号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目11番22号　吉田アパート201号
債務者　西　　裕哉
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５８号
秋田市河辺三内字野崎56番地８
債務者　須藤ひろみ
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８８号
秋田市八橋字イサノ14番地１　ラポールながとⅨ　Ａ棟１階12号
債務者　成田　浩之
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８２号
長野県塩尻市大字広丘野村1493番地５　ぽぱ409
債務者　今溝　　繁
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第８４号
長野県松本市井川城３丁目６番３号
債務者　飯島　朋子（旧姓大屋）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１６３号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目３番18号
債務者　藤村安佐子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係